

## 11 改正労働安全衛生法・関係法令

### 1 表示

#### 労働安全衛生法(抄)

(表示等)

**第五十七条** 爆発性の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者に危険を生ずるおそれのある物若しくはベンゼン、ベンゼンを含有する製剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は前条第一項の物を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その容器又は包装(容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときには、その容器)に次に掲げるものを表示しなければならない。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。

- 一 次に掲げる事項
    - イ 名称
    - ロ 成分
    - ハ 人体に及ぼす作用
    - ニ 貯蔵又は取扱い上の注意
    - ホ イからニまでに掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項
  - 二 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの
- 2 前項の政令で定める物又は前条第一項の物を前項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号の事項を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付しなければならない。

#### 労働安全衛生規則(抄)

(名称等の表示)

**第三十二条** 法第五十七条第一項の規定による表示は、当該容器又は包装に、同項各号に掲げるもの(以下この条において「表示事項等」という。)を印刷し、又は表示事項等を印刷した票せんをはりつけて行わなければならない。ただし、当該容器又は包装に表示事項等のすべてを印刷し、又は表示事項等のすべてを印刷した票せんをはりつけることが困難なときは、表示事項等のうち同項第一号ハからホまで及び同項第二号に掲げるものについては、これらを印刷した票せんを容器又は包装に結びつけることにより表示することができる。

**第三十三条** 法第五十七条第一項第一号ホの厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第五十七条第一項の規定による表示をする者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号
- 二 注意喚起語
- 三 安定性及び反応性

#### 厚生労働省告示第六百十九号

労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第五十七条第一項第二号の規定に基づき、労働安全衛生法第五十七条第一項第二号の厚生労働大臣が定める標章を次のように定める。

平成十八年十月二十日  
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

#### 労働安全衛生法第五十七条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める標章

労働安全衛生法(以下「法」という。)第五十七条第一項第二号の厚生労働大臣が定める標章は、日本工業規格Z七二五一(GHSに基づく化学物質等の表示)に定める絵表示とする。ただし、法第五十七条第一項の容器又は包装に次に掲げる標札若しくは標識又はラベルが付されている場合にあっては、当該標札若しくは標識又はラベルに示される記号とする。

- 一 船舶による危険物の運送基準等を定める告示(昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号)第一号様式に掲げる標札又は標識
- 二 航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示(昭和五十八年運輸省告示第五百七十二号)第二号様式に掲げるラベル

## 2 文書交付

### 労働安全衛生法(抄)

(文書の交付等)

第五十七条の二 労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第五十六条第一項の物(以下この条において「通知対象物」という。)を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項(前条第二項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。)を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合については、この限りでない。

- 一 名称
  - 二 成分及びその含有量
  - 三 物理的及び化学的性質
  - 四 人体に及ぼす作用
  - 五 貯蔵又は取扱い上の注意
  - 六 流出その他の事故が発生した場合において講すべき応急の措置
  - 七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項
- 2 通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供了相手方に通知するよう努めなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、前二項の通知に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

### 労働安全衛生規則(抄)

第三十四条の二の四 法第五十七条の二第一項第七号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第五十七条の二第一項の規定による通知を行う者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号
- 二 危険性又は有害性の要約
- 三 安定性及び反応性
- 四 適用される法令
- 五 その他参考となる事項

